



具現化二次創作ガイドラインβ版

本ガイドラインの適用作品

- 東雲めぐ及びうたっておんぷっコ♪に関する全ての著作物 -

※以下、「公式」と表記

本ガイドラインの対象

- 個人及びサークルの方 -

※法人の方は下記より個別にお問い合わせください
<https://gugenka.jp/inquiry/>

本ガイドラインの適用範囲

- 個人の営利、非営利活動 -
- 通常商品、デジタル商品 -
- 全世界 -

※公序良俗に反するもの(R18、エロ、グロなど)はNG

はじめに

- 私たちは二次創作をするクリエイター様(以下、「クリエイター」と表記)が作品を愛し二次創作(多次創作を含む)をしていただけることに感謝しております。
- 私たちは過去のUGC(User Generated Contents)と共に育ったたくさんの作品(例:「東方Project」「初音ミク」など)のガイドラインを参考に、本ガイドラインを作りました。
- 私たちは明確なOK/NGの線引きがない中、恐る恐る二次創作をする状態は健全でないと考えており、創作文化の発展のためにも、クリエイター様にはぜひ安心して創作活動をお楽しみいただきたいと考えています。
- 本ガイドラインはクリエイター様のご要望や社会情勢に基づき変更する場合があります、作品を発表した時点での本ガイドラインが適用されます。
皆様と一緒に本ガイドラインを育てていきましょう。
- 本ガイドラインを作成するにあたり、たくさんのクリエイター様をはじめ、XVI Inc.様、業界関係者様のご協力をいただきました。お礼を申し上げます。

コンセプト

- 1 キャラクターを愛する全ての皆様とお互いに最大限の尊敬をもう！
- 2 自分の手で一から作ろう！
- 3 自由に使おう、自由に使ってもらおう！
- 4 大きな売上があがった場合は収益を還元しよう！



1 キャラクターを愛する全ての皆様とお互いに最大限の尊敬をもう！

- キャラクターはもちろんのこと、クリエイター様を含むファンコミュニティへの理解と敬意を忘れずに、創作を楽しみましょう。
- 公式及びクリエイター様は、著作者としての名誉(人格)を守るために、自分の作品の一部を元に作られた創作を差し止める権利があります。

2 自分の手で一から作ろう！

- データコピー、スクリーンショット、ボイス、楽曲など、公式やクリエイター様が作ったものをそのまま使用せず、できるだけあなた自身で作品を生み出しましょう。営利目的の場合とはくに注意しましょう。

3 自由に使おう、自由に使ってもらおう！

- 公式が別途、利用範囲を宣言をしない限りは二次創作をする際、営利、非営利に関わらず、公式へのご連絡は不要です。
ただし、「法人」または「1,000,000円(税別)以上の売上有る場合」は「④大きな売上があがった場合は収益を還元しよう！」項に沿ってご連絡ください。
- クリエイター様は別途、利用範囲の宣言をしない限り、本ガイドラインと同様のライセンスで作品を公開したことになります。
- 別途、利用範囲の宣言をする場合は作品登録サイトやSNS上など、該当作品に紐づくかたちでわかりやすい場所にその旨をご記載ください。公式からクリエイター様の作品を紹介など応援する場合や、公式グッズ化のご相談をする場合があります。
- 公式からクリエイター様の作品を紹介など応援する場合や、公式グッズ化のご相談をする場合があります。
- つくった作品は公式と、1,000,000円(税別)以上の売上有る多次創作の場合、公式に可能な範囲で送っていただけると幸いです。ご希望があれば、公式を通じて元となるクリエイター様(以下、「元クリエイター」と表記)にも送付いたします。

公式への送り先

株式会社シーエスレポーターズ

新潟本社制作スタジオ Gugenka事業部宛

〒950-0963 新潟市中央区南出来島1-10-7出来島第一ビル3F

※可能な場合、5点いただけると、公式の関係者がいる全てのオフィスに配布できます。

※元クリエイター様にも送る場合は、そのぶん追加でお送りください。

4 大きな売上があがった場合は収益を還元しよう！

- 1 「1,000,000円(税別)以上の売上有る場合」、その作品は一定以上の影響力があります。公式と、多次創作の場合、元クリエイター様に、この時点での収益を還元しましょう。
- 多次創作の場合、元クリエイター様の情報(許諾の有無やクリエイター名など)を公式に報告いただければ、公式が元クリエイター様に収益を分配いたします。
- 元となる作品がサークル、合同誌など複数の元クリエイター様で作られている場合(以下、「元グループ」と表記)、グループで1クリエイターとみなし、元グループの代表者様にこの時点での収益を公式経由で還元いたします。
- 元グループの代表者様は自身の責任のもと、元グループ様のなかで収益を分配しましょう。
- 大きな売上があがる見込みがある場合は還元する収益を別に管理しておくスムーズです。

- 2 継続して有償頒布する場合は公式と元クリエイター様(または元グループ様)に確認をとりましょう。
- 3 通常商品の収益還元率(缶バッジ、アクリルキーホルダー、クリアファイルなど)
- 公式への収益還元率
⇒販売数×定価(税込)の「8%」
 - 元クリエイター様(または元グループ様)への収益還元率
⇒販売数×定価(税込)の「5%」
- 4 デジタル商品の収益還元率(電子書籍、アプリなど)
- 公式への収益還元率
⇒販売数×定価(税込)の「15%」
 - 元クリエイター様(または元グループ様)への収益還元率
⇒販売数×定価(税込)の「10%」
- 5 事前に収益を還元をする場合(事前収益還元)
- 事前に公式の監修を受け、公式許諾マークをご使用いただけます。
 - 公式への通常商品の収益還元率が5%、デジタル商品の収益還元率が10%とお得になります。
 - 事前収益還元の最小金額は通常商品が50,000円(税別)、デジタル商品が100,000円(税別)となります。
- 6 通常商品の事前収益還元の例(税別)
- 定価1,000円の商品の場合、下記「50,000円」が事前収益還元の額となります。
販売数1000個×定価1,000円=売上1,000,000円
売上1,000,000円×RY5%=「50,000円」
 - 実際の販売数が上記に満たなかった場合でも、事前収益還元の返金はありません。
 - 事前収益還元を超えた売上ができた場合は更に1,000,000円の売上ごとに④(1)～(4)に従って都度、収益の還元をしましょう。
 - 多次創作の場合、元クリエイター様(または元グループ様)への事前収益還元については別途、元クリエイター様(または元グループ様)へ直接お問い合わせください。
- 7 お支払い方法
- 公式へのお支払いについては下記より個別にお問い合わせください。
<https://gugenka.jp/inquiry/>

補足

- 本ガイドラインは他の公式作品のガイドラインとして、そのまま、もしくは改変してお使いいただけます。
- 本ガイドラインへのお問い合わせ先
株式会社シーエスレポーターズ Gugenka事業部宛
<https://gugenka.jp/inquiry/>